

第一条（名 称） 本会は「私たちの墓地を守る会」と称し、事務局を横浜市中区に置く。

第二条（目 的） 本会は旧財団法人日本墓園の財団資格取消し処分を受けて、建墓者の墓所の使用権を守るため、会員相互が協力し、親睦を保ちつつ情報交換を図りながら主体性を発揮し、健全な墓地の再生に寄与することを目的とする。

第三条（義 務） 会員は本会の活動に必要な会費を納入する。

第四条（活 動） 本会は第二条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

（1）事件の早期解決に向け、清算人との接触を図り情報の提供を求める。

（2）関係監督官庁等に対して指導と協力を要請していく。

（3）今後の進行状況によっては陳情や署名活動を行う。

（4）常時、会員にホームページで情報提供を行い、又意見交換を行う。

（5）その他、目的達成のため必要な企画を行う。

第五条（会員資格） 旧（財）日本墓園に墓所を有し、本会の趣旨に賛同し会費を納入することにより
会員資格を取得する。

第六条（役 員） 本会には下記の役員を置き、任期は1年とする、但し再任は妨げない。

代 表 1名 本会を代表し、全般を統括する。

副代表 2名 代表を補佐する。

事務局長 1名 代表の指示により事務処理全般を担当する。

事務局次長 1名 事務局長を補佐する。

幹 事 若干名 役員として会の運営に当たる。

会 計 2名 会計、経理事務全般の処理に当たる。

監査役 1名 会計を監査し、報告する。

顧問 若干名

尚、本会役員全員は法令、決議事項を忠実に遵守し誠実に活動を行う義務を負う。

第七条（顧問） 本会に有償の顧問を置くことができる。又承認を得て無償で顧問を置くこともできる。

第八条（運営費） 本会の1会員の年次会費は1口2千円とする。その他は寄付金をもって運営する。但し、新入会の方は当年度の会費は無料とし、翌年度より支払うものとする。

第九条（会議） 会議は定期総会、臨時総会、役員会、部会、外部会議とする。

（1）定期総会は当会計年度終了後、年1回開催する。

（2）臨時総会は役員会に於いて必要と認めるとき又は、会員の過半数から要請があったとき開催する。

（3）部会、外部会議は必要に応じて開催する。

第十条（役員会） 本会の役員会は次の事項を協議する。

（1）総会報告及び決議事項

（2）各年度の活動と収支関係事項等

（3）次年度の計画案及び予算への関連事項

（4）各部会の設置と任命等

（5）新役員候補の件

（6）本会の顧問の任命

第十一条（会計年度） 本会の年度期間は毎年1月1日より、翌年12月31日とする。

第十二条（その他） 本会に必要な運営細則等の発生の際は役員会で之を定め総会に報告するものとする。

<付則1>本会則は平成19年10月1日より施行し、平成20年1月1日より適用する。

なお、平成11年10月7日付けで制定された会則は廃止する。

<付則2>会則第一条の事務局を横浜市泉区から横浜市中区に変更し即日適用する。